

公益社団法人 日本地下水学会
マイナンバー情報取扱い・管理規程

2015年10月17日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地下水学会（以下「この学会」という。）が作成する源泉徴収票や支払調書等法定調書への記載に必要な、関係者個人のマイナンバー情報の取り扱いについて、その第三者への情報漏えいを防止することを目的とする。

(マイナンバーの収集)

第2条 関係者個人からマイナンバーを収集するときは、適切な手段（免許証、保険証など）により本人確認を行ったうえで、第三者に容易に開示されない方法で行う。

(マイナンバーの管理と利用)

第3条 収集した当該マイナンバー情報は、この学会の事務局で保管・管理・利用する。

- 2 保管・管理は電子帳票あるいは書類にて行い、その利用については総務委員長の許可を得て、事務局員がこれを行う。
- 3 電子帳票保管の場合は暗号付きファイルによるものとし、当該暗号承知は事務局員範囲とする。書類保管の場合は容易に持ち出せない箇所これを保管する。
- 4 事務局長は定期的に保管・管理状況を検査し、漏えい等の事象がないことを確認するとともに総務委員長に報告するものとする。

(報告)

第4条 保管・管理状況について、総務委員長は適宜理事会へ報告するものとする。

- 2 理事会は保管・管理状況についてより有効な漏えい防止対策の必要があると認めた場合は速やかに総務委員長を責任者としてこれを行うものとする。

(漏えい時の処置)

第5条 万一、マイナンバー情報が外部に漏えいした事が疑われる事態が発生した場合は、事務局長は直ちに要因を調査するとともに総務委員長および理事会へ報告し、その指示の下で当該個人への通知、監督官庁窓口への報告、再発防止策の決定等適切な処置をとるものとする。またその結果をこの学会のホームページ等で公表する。

(廃棄)

第6条 保管しておいても再び利用される見込みがないと考えられるマイナンバー情報は、総務委員長の指導の下、事務局員が速やかに再現不可能な形で廃棄するものとする。

附則：この規程は、2015年10月17日から施行する。